

領収書等添付様式【共通】

(令和3年 4 月分)  
(会派名 自由民主党)  
(議員名 山口晋平)

整理 番号	使 途 項 目	
	<p>調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費</p> <p>本領収書は、県議会議員 山口晋平宛のものである。</p> <p>がやり一式 (4月3日) 6,201円 × 50% = 3,100円</p> <p><b>ENEOS</b></p> <p>納品書(領収書) 2021年04月03日 11:17</p> <p>リブレプリカ利用 上 様 M</p> <p>現金フリー 車両番号 実車番 0026-00 レギュラー P-11 45.93L * (135円) ¥6,201</p> <p>合計 ¥6,201</p> <p>(消費税10%対象 ¥6,201 内消費税等 ¥564) プリカ支払 ¥6,201 引落前残高 ¥42,187 引落後残高 ¥35,986</p> <p>プリカ会員No 有効期限 Tカード番号 Tポイント:基本P 特別P 今回計</p> <p>利用ポイント 利用可能ポイント 本日付与されたポイントは2~3日 目以降に反映されます。有効期限切 等の理由で、Tカードにポイントが 加算されないことがあります。 詳細はwww.tsite.jpにてご確認下さ い。</p> <p>現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます</p> <p>株式会社二本商店 セルフ本龍野SS 兵庫県 たつの市 龍野町日飼375-1 TEL:0791-63-0861 SS-201867 レシートNo 3490-04 テレNo3851-3853 2021/04/03</p>	<p>共通案分率 50% 25%</p> <p>それ以外の案分 案分の説明</p> <p>3,100円 を充当</p> <p>案分率</p>

領収書等添付様式【共通】

(令和3年 4 月分)

(会派名 自由民主党)

(議員名 山口晋平)

整理 番号	使 途 項 目																																												
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費																																												
2	<p>本領収書は、県議会議員 山口晋平宛のものである。</p> <p>事務所 水道代 4月精算分</p> <p>ご使用水量のお知らせ</p> <p>令和3年3月分</p> <table border="1"> <tr> <td>前回検針月日</td> <td>今回検針月日</td> <td>換 針 員</td> </tr> <tr> <td>令和3年1月4日</td> <td>令和3年3月3日</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>使用者番号</td> <td>メーター番号</td> <td>口径</td> </tr> <tr> <td>0618-075-60-003</td> <td>16-3165</td> <td>13</td> </tr> </table> <p>たつの市神岡町東鶯崎550</p> <p>山口晋平事務所 様</p> <table border="1"> <tr> <td>今回メーター指示数</td> <td>18m³</td> </tr> <tr> <td>前回メーター指示数</td> <td>17m³</td> </tr> <tr> <td>メーター取替までの水量</td> <td>0m³</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>今回水道使用水量</td> <td>1m³</td> </tr> <tr> <td>下水道使用水量</td> <td>1m³</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>水道料金</td> <td>1,650円( 150円)</td> </tr> <tr> <td>下水道使用料</td> <td>1,980円( 180円)</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>合 計 金 額</td> <td>3,630円</td> </tr> </table> <p>金額欄の( )内は、消費税及び地方消費税相当額</p> <p>通 信 欄</p> <p>この検針票はお知らせですので、本票での納付はできません。</p> <p>※納入通知書は後日お送りします。 ※口座振替の方は、令和3年4月5日 振替の予定です。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">水道料金等の口座振替済(前回分)のお知らせ</td> </tr> <tr> <td>令和3年1月分</td> <td>令和3年2月5日振替</td> </tr> <tr> <td>水道使用水量</td> <td>2m³</td> </tr> <tr> <td>下水道使用水量</td> <td>2m³</td> </tr> <tr> <td>水道料金</td> <td>1,650円( 150円)</td> </tr> <tr> <td>下水道使用料</td> <td>1,980円( 180円)</td> </tr> <tr> <td>振替合計金額</td> <td>3,630円</td> </tr> </table> <p>上記の金額をご指定の口座から振替させていただきました。 お問い合わせ先</p> <p>たつの市上下水道部上水道課 TEL 0791-75-4400 たつの市上下水道部下水道課 TEL 0791-64-3168</p> <p>【裏面もご覧下さい】</p> <p>3--4--5 振替 *3,630</p>		前回検針月日	今回検針月日	換 針 員	令和3年1月4日	令和3年3月3日		使用者番号	メーター番号	口径	0618-075-60-003	16-3165	13	今回メーター指示数	18m³	前回メーター指示数	17m³	メーター取替までの水量	0m³	今回水道使用水量	1m³	下水道使用水量	1m³	水道料金	1,650円( 150円)	下水道使用料	1,980円( 180円)	合 計 金 額	3,630円	水道料金等の口座振替済(前回分)のお知らせ		令和3年1月分	令和3年2月5日振替	水道使用水量	2m³	下水道使用水量	2m³	水道料金	1,650円( 150円)	下水道使用料	1,980円( 180円)	振替合計金額	3,630円	<p>共通案分率 50%</p> <p>25%</p> <p>それ以外の案分 案分の説明</p> <p>案分率</p> <p>1.815円 相当</p> <p>3,630 × 50% = 1,815円</p>
	前回検針月日	今回検針月日	換 針 員																																										
	令和3年1月4日	令和3年3月3日																																											
	使用者番号	メーター番号	口径																																										
	0618-075-60-003	16-3165	13																																										
	今回メーター指示数	18m³																																											
	前回メーター指示数	17m³																																											
	メーター取替までの水量	0m³																																											
	今回水道使用水量	1m³																																											
	下水道使用水量	1m³																																											
水道料金	1,650円( 150円)																																												
下水道使用料	1,980円( 180円)																																												
合 計 金 額	3,630円																																												
水道料金等の口座振替済(前回分)のお知らせ																																													
令和3年1月分	令和3年2月5日振替																																												
水道使用水量	2m³																																												
下水道使用水量	2m³																																												
水道料金	1,650円( 150円)																																												
下水道使用料	1,980円( 180円)																																												
振替合計金額	3,630円																																												

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年 4 月分)

(会派名 自由民主党)

(議員名 山口晋平)

整理 番号	使 途 項 目	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
3	<p>本領収書は、県議会議員 山口晋平宛のものである。</p> <p>事務所 コピー・ファックス・複写機 リース料 4A/分</p> <p><math>10,584A \times 50\% = 5,292A</math></p> <p>3--4--5 振替 *10,584 SMTN+</p>	<table border="1"><tr><td data-bbox="1181 398 1380 470">共通案分率</td><td data-bbox="1380 398 1520 470">50% 25%</td></tr><tr><td data-bbox="1181 470 1380 985">それ以外の案分 案分の説明</td><td data-bbox="1380 470 1520 985">5,292A 在党</td></tr></table>	共通案分率	50% 25%	それ以外の案分 案分の説明	5,292A 在党
共通案分率	50% 25%					
それ以外の案分 案分の説明	5,292A 在党					

住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社(乙)  
〒105-0023 東京都港区芝浦一丁目2番3号

※案内に添付パンフレットを必ずお読みください。リース申込者は、**リース申込書**を必ずお受取りください。  
ハード・プログラム・プロダクト(兼用)

新規  増設  G  再入替  完了入替

①リース申込者様用

申込者および連帯保証人は「個人情報の取得・利用・提供に関する同意条項」および「お申込みの内容(契約約款)」を確認し、同意した上で申込みます。また、本申込みにかかる物件納入のために本申込書に記入された個人情報を納入業者が取得・利用することに同意します。

お申込み年月日  
2010年 月 日

納入業者はリース会社・賃貸人用の「貸代支払区分」欄の該当箇所必ずチェックを入れてください。  
営業のために利用される場合以外は、お申込みできませんのでご了承ください。

所在地 社名・代表者名 フリガナ  
兵庫県たつの市神岡町東新崎560-201  
山口晋平 事務所  
山口晋平

郵便番号 (679-4109)

②書面に押印ください

1. 法人 2. 公的機関 3. 個人事業主(男・女) 明大昭平

当社より、後日送付の「リースお支払明細書」は、契約成立後「契約の内容を明らかにする書面」となりますので大切に保管してください。なお、契約成立日(リース開始日)等の契約内容は、「リースお支払明細書」にてご確認願います。

物件No.	物件名	メーカー	型式・品番	台数	使用場所(申込者所在地と異なる場合のみ記入)ソフトの場合は、指定電子計算機の品番を記入
01	ハードソフト	複合機	キヤノン C2530F	1	
02	ハードソフト				
03	ハードソフト				
04	ハードソフト				
05	ハードソフト				

フリガナ  
お勤め 名称・所属・役職  
ご自営

TEL ( )

性別 男・女 昭和 年 月 日

(1)リース期間 物件受領確認年月日(リース開始日)から 6.0 か月 (期間中の解約はできません)

(2)月額リース料等

リース料(消費税抜)	消費税等	リース料(消費税込)
9,800円	784円	10,584円

(3)支払方法 甲の指定する支払口座から自動引落させていただきます。

(4)支払期日 当社より、後日送付の「リースお支払明細書」に従って、自動引落(毎月3日、但し、金融機関休業日の場合は翌営業日)の方法によりリース料をお支払いいただきます。初回リース料は2回目のリース料と合算して自動引落させていただきます。

(5)前払リース料 円(消費税込) 最終より 月分のリース料に充当

(6)再リース料 年額 年間リース料×1/10(十再リース時の消費税等)

(7)保険 不動産総合保険

(8)遅延損害金 年 14.6%

(9)規定損害金 残リース料相当額および未払消費税額

フリガナ  
お勤め 名称・所属・役職  
ご自営

TEL ( )

性別 男・女 昭和 年 月 日

右記契約番号のリース物件を入替のうえ、この契約を申込みます。また、右記契約番号のリース物件につき、グレードアップ(GU)解約の場合は、その解約金を含めた契約として申込みます。解約金については不動産総合保険対象外となることを承諾します。

再リース解除 解約予定 契約番号	①	②
	-	-
	-	-

(社名) (シ+メイ)  
(役職名) 山口晋平 (ヤクシヨクメイ)  
(代表者名) (ダイヒョウシヤメイ)

990010

店コード 766420  
〒679-4167 兵庫県たつの市電野町富永532-6  
株式会社 トミオカ  
電話 (0791)62-0557  
FAX (0791)62-2020

納入業者  
担当者氏名 (市外局番からご記入下さい)  
TEL ( )  
FAX ( )



# キヤノン保守サービス契約確認書

発行日 2017年07月05日  
 契約NO K170255655  
 SEQ K001 ( 1 / 3 )

下記内容にて契約をお受けいたします。

ご契約者(甲)		契約の種別	メンテナンスギャランティ (MFP) (トナー込)		
住所	兵庫県たつの市神岡町東紫崎550-201		開始日	2017年06月02日	期間 12ヶ月 自動更新 <input checked="" type="checkbox"/> 適用 一律控除適用 <input type="checkbox"/> 切捨て
契約者名	山口晋平事務所		請求先名称	山口晋平 様	
			請求先住所	[REDACTED]	
			電話番号	[REDACTED]	方法 <input checked="" type="checkbox"/> 自動振替 <input type="checkbox"/> カウンター数値確認月の翌月 21日支払
対象機器	IR-ADVC3530F	開始カウンター値	1. 20	2. 20	3. 20
機番	WRZ00693	機械の初回契約開始日	2017年06月02日		
		カウンター控除率	1. 1.00%	2. 1.00%	3. 1.00%
サービス実施店	株式会社トミオカ			カウンター数値確認日	毎月 15日
設置先名称	山口晋平 様			ネットアイサービス実施に同意	<input checked="" type="checkbox"/> する
設置先住所	[REDACTED]			電話番号	[REDACTED]

料金内容 (カウンター料金は1カウント当り)

3. 【ブラック】 ミニマム 50カウント

1. カラーコピー	2. カラープリント	3. ブラック
1~ 以上 18.00円	1~ 以上 18.00円	1~ 以上 2.80円

対象付属機器・MEAP・付帯サービス等	機番	料金 (月額)	対象本体機番

特約事項

(乙)  
 東京都港区港南2-16-6  
 キヤノンマーケティングジャパン株式会社  
 代表取締役社長 坂田 正弘

印紙税申告済  
 付につき  
 税務署承認済

1 条 (本約款の適用・保守サービス契約)

この約款 (以下「本約款」という) は、ご契約者 (以下「甲」という) が所有あるいは使用する機械 (以下「機械」という) について、甲とキャノンマーケティングジャパン株式会社 (以下「乙」という) との間で締結された保守サービス契約 (以下「本契約」という) に共通に適用されます。

本契約は、甲が乙に対して、「キャノン保守サービス契約申込書」を提出し、乙が甲に対して、「キャノン保守サービス契約確認書」を交付した場合に成立するものとします。なお、「キャノン保守サービス契約申込書」と「キャノン保守サービス契約確認書」に相違がある場合は、「キャノン保守サービス契約確認書」の定めが優先するものとします。以下、「キャノン保守サービス契約申込書」と「キャノン保守サービス契約確認書」を総称して、「確認書」といいます。

確認書の「対象付属機器 MFRP・付属サービス等」欄に各機おまかせ料金が記載されていても、本約款の定めは適用されず、甲乙間で別途締結される「設定おまかせサポートサービス追加に関する契約書」の定めが適用されるものとします。

2 条 (メンテナンスギャンランティグ)

「メンテナンスギャンランティグ」とは、乙が第11条に基づき機械の感光体 (ドラム) (以下「ドラム」という) を甲に貸与するとともに、機械が正常に稼働し得るようサービスエンジニアを派遣して機械の点検、整備、調整および、下記の保守サービス (以下「保守サービス」という) を甲に提供するものとします。

- ①甲からの要請に基づく故障の修理
②前1号に基づく作業の際に交換する、乙が必要と認めた場合における部品およびドラムの交換作業
③機械に保存される設定情報 (機器情報、アドレス情報およびアカウント情報) (以下「同じく」という) の復旧作業。但し、復旧作業の範囲は、甲が自己の責任と費用負担にて取得しているバックアップ・データカードからの復旧に限り、また、当該復旧作業は第1号に基づく作業の際に実施するものとします。

前項のほか、乙は、機械の使用のために必要となる現像剤 (以下「現像剤」という) およびトナー (以下「トナー」という) の供給をメンテナンスギャンランティグの一部として行なうものとします。なお、現像剤およびトナー以外の消耗品の供給については本契約の対象外事項とし甲は、かかる消耗品を自己の費用負担により別途購入するものとします。また前項第2号における部品およびドラムは、環境に配慮した再生部品/ドラムを使用する場合があります。

3 条 (サービス等の委託)

乙は、保守サービスならびに第7条第2項に基づくカウンター数値の確認業務その他本契約に基づく業務乙の指定するサービス実施店 (以下「サービス実施店」という) に委託することができるものとします。なお、本契約締結時にサービス実施店を指定する場合には、その名称を確認書面に記載するものとします。

乙は、本契約締結後、サービス実施店を変更または新たに指定する場合、その旨を甲に通知するものとします。

4 条 (サービス実施時間)

保守サービスの実施時間は、乙 (乙が前条により保守サービスをサービス実施店に委託した場合は、当該サービス実施店) の営業時間内に限るものとします。但し、甲の申請により乙またはサービス実施店が上記時間外に保守サービスを実施した場合、乙またはサービス実施店は、第6条に定めるメンテナンスギャンランティグ料金とは別に所定の料金を甲に請求することができるものとします。

5 条 (保守サービスの対象外事項)

下記の事由に起因する機械の故障に対する修理、点検、整備等については、保守サービスの対象外事項とします。なお、甲の要請に基づき乙またはサービス実施店がかかる故障につき、修理、点検、整備等を行なった場合、乙またはサービス実施店は、第6条に定めるメンテナンスギャンランティグ料金とは別に所定の料金を甲に請求することができるものとします。

- ①取扱い上の不注意または悪用
②乙またはサービス実施店以外の者による改造、修理、分解、加工等
③火災、天災地震等の不可抗力その他乙またはサービス実施店の責にやがる事由
④乙またはサービス実施店以外の者による輸送または移動作業
⑤乙指定以外の部品、ドラム、現像剤もしくはトナーの使用または乙

の定める規格に適合しない用紙の使用

- ⑥通信回線の障害
⑦機械に接続されたコンピューター等に起因する事由
⑧機械とコンピューター等を接続するソフトウェアに起因する事由
⑨第2条第1項第3号に定める設定情報以外の情報・データ等に対する復旧作業
⑩あらゆる情報・データ等に対するバックアップ・データ退避等の防護処置

6 条 (MG料金の計算)

メンテナンスギャンランティグ料金 (以下「MG料金」という) は機械に応じてそれぞれ以下のとおりとします。なお、下記各号に記載される使用カウンタ数とは、機械によるコピー (プリントを含み、以下同様とする。) 数値を機械付属のカウンターに基づき算出したものをいいます。但し、両面コピーの場合の使用カウンタ数については、1両面コピーで2カウントされるほか、コピーの種類等により1コピー当たりの使用カウンタ数が2カウント以上となる場合があります。また、本契約において適用される料金方式は、確認書面に定めるものとします。

①機種がCLC、IPRC、IRC、IR-ADVC等カラー対応機の場合
下記の合算料金方式、最低料金方式、基本料金方式のいずれかの料金方式が適用されるものとします。

- (a) 合算料金方式
下記のカウンターの合計額とします。但し、1ヶ月間の合計金額が確認書記載の合算基本料金または合算1ヶ月間料金に達しない場合は、合算料金が適用されるものとします。
各カウンターについての使用カウンタ数に応じて算出する比例料金とし、確認書面の各カウンターに定めるものとします。

- (b) 最低料金方式
下記のカウンターの合計額とします。なお、確認書面で1ヶ月基準値を定めるカウンターについて、1ヶ月間の使用カウンタ数が1ヶ月基準値に達しない場合、当該カウンター料金は確認書記載の月間最低料金または最低枚数に超過適度ごとに設定する単価を乗じた金額が適用されるものとします。
各カウンターについての使用カウンタ数に応じて算出する比例料金とし、確認書面の各カウンターに定めるものとします。

(c) 基本料金方式

下記のカウンターの合計額とします。なお、確認書面で基本カウンタ数を定めるカウンターについて、1ヶ月間の使用カウンタ数が基本カウンタ数に達しない場合、当該カウンター料金は、確認書記載の基本料金が適用されるものとします。
各カウンターについての使用カウンタ数に応じて算出する比例料金とし、確認書面の各カウンターに定めるものとします。

カウンター料金

- ①: 1. カラーコピー
②: 2. カラープリント
③: 3. ブラック

- 2) 機械の設置場所が乙 (乙が第3条により保守サービスをサービス実施店に委託した場合は、当該サービス実施店) の所在地から30kmまたは法定速度走行のサービスカーもしくは既存の交通機関を利用して1時間の範囲を超える場合のMG料金は、前項に基づき算出される金額に確認書面に定める遠隔地加算料金を加算した金額とします。
3) 甲は、第1項第1号に定めるいずれかの料金方式から他の一方の料金方式への変更を希望する場合、60日以上前に文書をもって乙に申請することにより、これを変更することができるものとします。
4) 乙は、甲に対し30日以上前に文書による通知を行なうことにより、MG料金を改定することができるものとします。

第7条 (MG料金の計算)

MG料金は、カウンター数値の確認日 (以下「確認日」という) から翌月の確認日までを1ヶ月として計算します。但し、確認書面において確認日を複数ヶ月毎と定めている場合には、確認日から確認書面に定める複数ヶ月後の確認日までをMG料金の計算期間とし、当該期間のMG料金をまとめて計算します。また、本契約の開始時において

は確認書記載の契約開始日から初回確認日まで、同終了時においては最終回の直前の確認日から最終回の確認日までの期間に応じ、乙所定の方法でMG料金を計算します。

- 2) 乙は、原則として確認書面に定める確認日に乙所定の方法でカウンター数値を確認し、前回の確認日におけるカウンター数値 (初回分のMG料金の場合は確認書記載の料金計算開始時のカウンター数値) に基づいて使用カウンタ数を算出し、MG料金を計算します。なお、甲は、この行なうカウンター数値の確認に協力するものとします。
3) 保守サービス実施の際のテストコピーにより加算されたカウンタ数については、乙は、これを使用カウンタ数算出の際に控除するものとします。
4) 甲における機械使用時に発生した画像不良、給紙不良等の不良コピーにより加算されたカウンタ数については、乙が甲からの申告に基づき当該不良コピーの内容を確認し乙の責任と認められた分につき、乙は、これを使用カウンタ数を算出する際に控除するものとします。
5) 同条第3項および第4項の定めにかかわらず確認書面にカウンター控除の記載がある場合は、使用カウンタ数から、かかる使用カウンタ数に確認書記載の料率を乗じて得られるカウンタ数を不良コピー、テストコピー分として減算し、料金を計算します。

第8条 (延長期間中のMG料金)

第2条に基づき本契約の有効期間の延長回数が5回目以降の場合当該延長期間中におけるMG料金は、第8条の定めにかかわらず、同条に基づき算出された金額その10%相当額を加算した金額とします。但し、機械につき、本契約締結時に当該本契約とは別の保守契約が締結された場合は、確認書記載の最初の保守契約開始日から60ヶ月間を越えた月から加算するものとします。

第9条 (消費税等相当額の負担)

甲は、MG料金に対する消費税等相当額についても、これを負担するものとします。

第10条 (MG料金等の支払)

甲は、MG料金およびこれに対する消費税等相当額の合計額を確認書面に定める支払日までに甲預金口座からの自動口座振替または乙指定預金口座への振込により乙に支払うものとします。

第11条 (ドラムの貸与)

- 乙は、本契約締結時にドラムを機械に装着しこれを甲に貸与するものとします。なお、第2条第1項第2号に基づきドラムを交換する場合、乙は、新たに機械に装着するドラムを甲に貸与するものとします。
2) ドラムの所有権は、乙に帰属し、甲は、これを善良なる管理者の注意義務をもって管理し使用するものとします。なお、甲は、機械を使用する目的以外にドラムを使用してはならないものとします。
3) 乙は、保守サービスの実施によりドラムを交換した場合、旧ドラムを引き取ることができるものとします。
4) 乙は、本契約が終了した場合、機械に装着されているドラムを引き取ることができるものとします。

第12条 (現像剤等の取扱い)

- 甲は、乙から供給された現像剤およびトナーを乙の定めに従い保管し使用するものとします。なお、甲は、機械を使用する目的以外に現像剤およびトナーを使用してはならないものとします。
2) 乙から供給された現像剤またはトナーを甲において紛失または毀損等した場合、乙は、その実費相当額を甲に対して請求することができるものとします。
3) 乙は、保守サービスの実施にあたり、使用済現像剤および使用済トナーを無償で引き取ることができるものとします。
4) 乙は、本契約の終了時に甲において未使用の現像剤またはトナーがある場合、これらを引き取ることができるものとします。

第13条 (用紙等の規格)

甲は、機械の使用にあたりその品質維持のため、現像剤およびトナーについては乙が供給したものを使用し、用紙については乙の定める規格に適合するものを使用するものとします。

第14条 (設置場所)

甲は、機械を確認書記載の設置場所において使用するものとし、当該設置場所の変更を希望する場合には、あらかじめ乙またはサービス実施店にその旨を通知するものとします。なお、機械の移動は甲の費用負担により行われるものとします。

第15条 (部品の引き取り)

乙は、保守サービス実施時に交換した旧部品および使用済トナーを

無償で引き取ることができるものとします。

第16条 (不正使用の禁止)

甲は、機械を使用して「通貨及証券操縦取締法」等の法律で禁止されているコピーをしてはならないものとします。また、甲は、これを徹底するため、機械の管理者を選任し、その使用方法等に関し適切な管理を行なうものとします。

第17条 (免責)

乙およびサービス実施店は、保守サービス実施時における機械の使用停止により甲に生じた損害、ならびに機械の使用もしくは故障または機械に接続する記憶媒体の不具合等により甲に生じた損害について、その責任を一切負わないものとします。

第18条 (譲渡禁止)

甲は、書面による乙の事前承諾がある場合を除き、保守サービス契約または本約款の定めに基づく権利または義務を第三者に譲渡してはならないものとします。

第19条 (報告)

- 甲は、その商号、名称、代表者、住所等に変更があった場合または合併、組織変更その他実質もしくは事業状態に著しい変動があった場合、速やかにこれを文書をもって乙に通知するものとします。
2) 甲より乙に対して商号 (名称)、所在地 (住所) の変更の通知がない場合、乙が本契約確認書面の記載に基づき甲に対して発送した郵便物は全て送達すべきところに送達したものとみなします。

第20条 (秘密情報および個人情報の取扱い)

乙は、保守サービスならびにカウンター数値の確認の実施に際して、客観的に秘密と判断できる方法で甲自らが適切に管理している甲の営業上・業務上の情報 (以下「秘密情報」という) につき、甲より「秘密」である旨明示の上で開示または提供を受けた場合、当該秘密情報を保守サービスならびにカウンター数値の確認以外の目的に使用せず、また、第三者に開示、提供または漏洩しないための適切な措置をとるものとします。但し、次の各号の一に該当する情報は、秘密情報に含まれないものとします。

- ①公知の情報、または甲から開示又は提供を受けた後、乙の責によらないで公知となった情報
②第三者に対する開示または提供について甲の承諾を得た情報
③正当な権限を有する第三者から入手した情報
④乙が独自に開示した情報
⑤甲が第三者に対して秘密保持義務を課すことなく開示している情報
⑥法令または監督官庁などから、開示を要求される情報

乙は、保守サービスならびにカウンター数値の確認の実施に際して甲より開示または提供を受けた個人情報 (特定の個人を識別できる情報をい、以下同様とします) を、前項の定めにかかわらず、保守サービス、カウンター数値の確認ならびに乙が取扱う各種商品・サービスのご案内以外の目的に使用せず、また、第三者に開示、提供または漏洩しないための適切な措置をとるものとします。

乙は、前項に定める目的の全部または一部を業務委託先に対して委託する場合、本条に定める乙の義務と同等の秘密保持義務を課すことを条件として、秘密情報及び個人情報を当該業務委託先 (サービス実施店を含む) が、これに限定されたい) に対して預託し、使用させることができるものとします。

第21条 (契約の解除)

- 乙は、甲が乙の各号の一つにでも該当した場合、何らの催告なく通知のみで本契約を解除することができるものとします。この場合、甲は、期限の利益を喪失し、本契約に基づき乙に対して負う債務全額を直ちに乙に支払うものとします。
①MG料金またはこれに対する消費税等相当額の支払を滞りしたとき
②差押、破産申立の申請その他経営に重大な支障を生ずる法的な手段が開始されたとき
③自ら届出もしくは引受けた手形または小切手の不渡処分を受ける等、支払停止状態に至ったとき
④本約款条項の一つにでも違反したとき



第22条 (有効期間)
本契約の契約期間は締結書面に記載のとおりとします。ただし、期間満了の60日前までに甲または乙から文書による別段の意思表示がない場合、本契約は同一条件で1ヶ月間更新されるものとし、以後も同様とします。

2) 本契約の有効期間中に機械の廃棄、下取り処分その他乙の責によらざる事由の場合、本契約は、前項の定めにかかわらず、その時点で終了するものとします。

第23条 (中途解約)
甲および乙は、相手方に対して60日以上前に文書をもって通知することにより、本契約を中途解約することができるものとします。

2) 甲は、本契約の有効期間中において、メンテナンスギャンティ以外の乙所定保守サービス方式への変更を希望する場合、前項の定めにかかわらず、乙に対して30日以上前に文書をもって通知することにより本契約を中途解約し、当該保守サービス方式への変更を行なうことができるものとします。この場合、甲は、乙所定の契約変更手数料を乙に支払うものとします。

3) 締結書面に「対象機器部品供給期限」の記載がある場合、記載日の翌日以後、本契約の有効期間内であっても、乙が通知する終了日をもって本契約を中途解約することができるものとします。

4) 部品供給期限経過後、部品供給が困難になり、保守サービス等の継続が不可能となった場合、乙が通知する終了日をもって本契約を中途解約することができるものとします。

第24条 (反社会的勢力との取引等の禁止)

甲および乙は、自己(役員を含む)が反社会的勢力(暴力団を含む)がこれに限らず、また団体、個人を問わない)の関係者に該当しないことをここに表明するものとし、また、当該関係者と取引し、または交際しないことを約束するものとします。

2) 甲および乙は、相手方が前項に違反し、またはそのおそれがある場合には、何らの催告なく、直ちに本契約を解除することができるものとします。

第25条 (最終カウンター数値の確認)

甲は、本契約が終了した場合、乙の行なうカウンター数値の最終回の確認に異議なく協力するものとします。甲の責に帰すべき事由により乙がその最終確認をし得なかった場合、甲は、乙所定の計算方法により算出された金額を最終回のMG料金として直ちに乙に支払うものとします。

第26条 (特約事項)

締結書面に記載された特約事項は、本契約の一部として適用されます。ただし、特約事項と本契約の他の条項が相反する場合は、特約事項が優先して適用されるものとします。

第27条 (合意管轄裁判所)

本契約または本契約に関する訴訟については、訴訟に応じて乙の本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所をもって第一審の専断的管轄裁判所とします。

第28条 (協議)

本契約に定めのない事項または本契約の解釈に疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ解決するものとします。

付属機器・MEA Pに関する特約条項

締結書面に機械の付属機器・MEA P(以下「付属機器・MEA P」という)が記載されている場合においては、本契約のほか、以下の各条項が適用されるものとします。

第1条 (定義)

本特約条項において、次の各号に定める用語は、それぞれ該当各号に定める意味を有するものとします。

①「付属機器」とは機械に物理的・論理的に接続される本体とは異なる機械をいいます。

②「MEA P」とは機械に対して任意の機能追加を目的にインストールされるアプリケーションプログラムをいいます。

第2条 (付属機器の保守)

乙は、付属機器についても保守サービスを甲に提供するものとします。これに伴い、本契約に記載される「機械」の文言には付属機器を含むものとして本契約を解釈し、これを適用するものとします。

第3条 (MEA Pの保守)
乙は、MEA Pについて次の各号に定める保守サービスを甲に提供するものとします。

①本契約第2条の提供に伴い、必要となるMEA P稼働環境の復元作業

②①の提供を目的とする修復プログラムの適用作業。

③締結書面の付属品・MEA P欄に「MEA P窓口保守」が記載されている場合、甲は乙が開放する専用電話サポート窓口にて、MEA Pまたは対象機械に関する操作の問合せ、障害発生時の通報連絡ができるものとします。尚、専用電話サポート窓口の連絡先および対応時間は、後日、乙より連絡するものとします。

第4条 (特定部品の交換)

付属機器の部品のうち乙が別途定める特定部品について、乙またはサービス実施店が甲の要請に基づきその交換を行なった場合、乙またはサービス実施店は、MG料金とは別にその特定部品代金を甲に請求することができるものとします。

第5条 (MG料金の加算)

本特約条項が適用される場合のMG料金は、本契約に基づき算出される金額に締結書面に記載される付属機器・MEA Pの保守料金を加算した金額とします。なお、本契約第22条第1項に基づき本契約の有効期間が延長された場合においても、当該延長期間中における付属機器の保守料金については、本契約第8条に基づく料金の加算はなされないものとします。

ネットアイサービスに関する特約条項

甲および乙が合意することにより下記第1条に定める「ネットアイサービス」を提供する場合は本契約のほか、以下の各条項が適用されるものとします。

第1条 (定義)

以下において「ネットアイサービス」とは、第2項に定義するネットアイ機器を用いて、インターネット等を利用して機械の稼働状況等を把握するとともに、その点検を行なうことをいうものとします。「ネットアイサービス」の詳細は、乙が別途定める要領のとおりとします。

2) 以下において「ネットアイ機器」とは、機械に内蔵され、もしくは乙が甲に無償で貸与するネットアイ装置、その他の付属機器の総称をいうものとします。

3) 本契約において「自動検針」とは、本契約第7条第2項に定める積算カウンターの数値の確認を「ネットアイサービス」より行なうことをいうものとします。

第2条 (「ネットアイサービス」実施の合意)

甲および乙は、本契約第2条第1項所定の方法によるほか、「ネットアイサービス」により機械の稼働状況等を把握することについて合意します。

第3条 (「ネットアイ機器」の取扱い)

機械に内蔵され、もしくは乙が貸与する「ネットアイ機器」は、甲の使用しているインターネット等を利用して、甲の事業所内に設置された機械を乙の事業所と接続するものとします。

2) 「ネットアイ機器」の稼働に関連する電気代、通信費その他の費用は甲の負担とします。

3) 「ネットアイ機器」が故障した場合、乙は、これを無償にて修理または交換するものとします。且し、かかる故障が本契約第5条第1項各号に定める事由による場合は、その修理または交換に要する費用は甲の負担とします。

4) 甲は、「ネットアイ機器」(機械に内蔵されたものと、乙が貸与したものとを問わない)を、乙による「ネットアイサービス」の実施以外の目的に使用しないものとします。

5) 乙が貸与した「ネットアイ機器」である場合、当該「ネットアイ機器」の取扱いについては次の各号の定めが適用されるものとします。

①甲は、機械が設置された甲の事業所内に乙が「ネットアイ機器」を設置すること、ならびにかかる設置に関して乙に協力するものとします。

②乙が貸与した「ネットアイ機器」の所有権は乙に帰属し、甲は、これを善良なる管理者の注意義務をもって管理し、通常の用法に従い使用するものとします。

③本契約が解除、中途解約または期間満了により終了した場合、乙は、「ネットアイ機器」を直ちに引取ることができるものとし、甲は、かかる引取りに異議なく協力するものとします。

④前項に基づき乙により「ネットアイ機器」が引取られてから機械が通常に稼働するまでに、機械を使用できないことに起因して甲が被った直接的または間接的な損害について、乙は、一切その責を負わないものとします。

第4条 (「ネットアイサービス」のセキュリティ)

「ネットアイ機器」は、甲と契約した機械とのみ通信を行い機械情報を収集します。甲の所有する情報(コピーやFAX、プリントのデータ等)は一切取得していません。甲と契約外の機械およびネットワーク上のデバイスとは一切通信していません。

2) 機械と「ネットアイ機器」との通信は乙独自の通信手順で行なわれ、他のシステムからの情報の解読や通信は不可能な仕様となります。

3) 「ネットアイ機器」に収集された情報は、インターネット等を介して乙のネットアイセンターに送られます。内容は甲の契約した機械の情報に限られており、他の情報はありません。

4) 専用機器の通信方式は電子メールまたはHTTPS手順であり、前者は公開鍵方式の暗号化された添付文書により情報をネットアイセンターサーバーのみに送ります。POPモードは使用しないため外部から情報を受け取ることはありません。また、後者は送信時の通信経路は暗号化されています。

5) 内蔵ボード機器の通信方式はHTTPS手順であり、送信時の情報は暗号化されています。

6) サービスエンジニアは、「ネットアイ機器」を使用した上で、インターネットを介して乙指定のサーバーをHTTPS手順にて閲覧参照する方式にて、機械の修理に必要となる情報を取得します。

第5条 (MG料金の計算)

本契約第7条第2項に定める積算カウンター数値の確認は、原則として「自動検針」により行なうものとします。

2) 本契約第7条第3項および第4項の定めにかかわらず、「自動検針」により積算カウンター数値を確認する場合には、前項より確認されたカウンター数値から前回数値を差し引いて得られる使用カウンター数から、かかる使用カウンター数に締結書面の基準に従い料率を乗じて得られるカウント数を不良コピー、テストコピー分として減算し、MG料金を計算します。

第6条 (免責)

何らかの事由により「ネットアイサービス」の実施が不能となった場合であっても、機械が正常に稼働している限り、乙は、甲に対して一切その責を負わないものとします。

2) 乙は、甲が使用するインターネット等に起因して、または甲が当該インターネット等を変更したこと、その他何らかの事由により甲のネットワークに障害が発生したこと(起因して甲に生じた損害)もしくは不利益等について、一切責任を負わないものとします。なお、甲は、当該インターネット等を変更する場合は、事前に乙に通知するものとします。

以上



リース お支払明細書

2017年 8月 3日作成

679-4109  
たつの市神岡町東端崎  
550-201

山口晋平事務所 様

(766420-DD9039 )  
100280 000280 001/001 17-10



所有権者表示票貼付のお願い

納入させて頂きました  
リース物件に対し、右記  
の「所有権者表示票」を  
大変お手数をおかけ致し  
ますが、代表の権限に貼  
付を頂きたくお願い申し  
あげます。

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社  
インフォメーションセンター

〒540-0001 大阪市中央区城見1丁目  
3-7

TEL (0120) 331-322

※仕入等にかかる消費税額（支払った消費税）の控除を受ける為に  
重要な書類となりますので、大切に保存してください。

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し  
上げます  
このたびは、弊社をご利用いただきまして、誠  
にありがとうございます。早速でございますが、  
ご契約いただきました内容を、お知らせ申し上げ  
ますので、ご確認賜わりたくお願い申し上げます。  
万一、ご不明な点がございましたら、弊社まで  
ご連絡くださいますようお願い申し上げます。今  
後ともお引立のほどよろしくお願い申し上げます。  
敬 具

ご契約番号	5002109471		
リース物件	品名	台数	備 考
	フックハウキ	1	左記他 商品
納入業者	766420 株式会社トミオカ		

リース期間	自	2017年 7月 28日
	至	2022年 7月 27日
		60 ヶ月
リース料等	月間リース料	9,800 円
	消費税額等	784 円
	合 計	10,584 円
	支払日	第1回支払日 2017年 9月 3日 第2回支払日 2017年 9月 3日 第3回目以降 毎月 3日
お支払方法	自動振替	
前払リース料	前払リース料	0 円
	消費税額等	0 円
	合 計	0 円
備考	7月分のリース料、消費税等に充当します	

\* 前払リース料及び消費税額等には利息は付しません。

ヤマクワチ シンペイ

口座番号は個人情報保護のため、一部\*\*\*表示しております。

期 日	お支払		リース料 円	消費税額等 円	お支払		リース料 円	消費税額等 円	
	年	月			年	月			
11	7	9	9800	784	43	21	2	9800	784
21	7	9	9800	784	44	21	3	9800	784
31	7	10	9800	784	45	21	4	9800	784
41	7	11	9800	784	46	21	5	9800	784
51	7	12	9800	784	47	21	6	9800	784
61	8	1	9800	784	48	21	7	9800	784
71	8	2	9800	784	49	21	8	9800	784
81	8	3	9800	784	50	21	9	9800	784
91	8	4	9800	784	51	21	10	9800	784
101	8	5	9800	784	52	21	11	9800	784
111	8	6	9800	784	53	21	12	9800	784
121	8	7	9800	784	54	22	1	9800	784
131	8	8	9800	784	55	22	2	9800	784
141	8	9	9800	784	56	22	3	9800	784
151	8	10	9800	784	57	22	4	9800	784
161	8	11	9800	784	58	22	5	9800	784
171	8	12	9800	784	59	22	6	9800	784
181	9	1	9800	784	60	22	7	9800	784
191	9	2	9800	784	**合計**			588000	47040
201	9	3	9800	784					
211	9	4	9800	784					
221	9	5	9800	784					
231	9	6	9800	784					
241	9	7	9800	784					
251	9	8	9800	784					
261	9	9	9800	784					
271	9	10	9800	784					
281	9	11	9800	784					
291	9	12	9800	784					
302	10	1	9800	784					
312	10	2	9800	784					
322	10	3	9800	784					
332	10	4	9800	784					
342	10	5	9800	784					
352	10	6	9800	784					
362	10	7	9800	784					
372	10	8	9800	784					
382	10	9	9800	784					
392	10	10	9800	784					
402	10	11	9800	784					
412	10	12	9800	784					
422	11	1	9800	784					

(注) 前記の\*印は前払リース料として充当しました。  
\*口座振替分のお通帳残高の表示は、ご指定金融機関システムプログラムにより「SMTバナ」と表示されますので、ご了承ください。



領収書等添付様式【共通】

(令和3年 4月分)

(会派名 自由民主党)

(議員名 山口晋平)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
F	<p>本領収書は、県議会議員 山口晋平宛のものである。</p> <p>ガソリン(4月11日)</p> <p>6,202円 × 50%</p> <p>= 3,101円</p> <h1>ENEOS</h1> <p>納品書(領収書)</p> <p>2021年04月11日 19:04</p> <p>ライトブリカ利用 上 様 M 6-201867-49995-000 現金フリー 車両番号 実車番 0026-00 レギュラー P-08 45.94L * (135円) ¥6,202</p> <p>合計 ¥6,202 (消費税10%対象 ¥6,202 内消費税等 ¥564) ブリカ支払 ¥6,202</p> <p>引落前残高 引落後残高 ブリカ会員No 有効期限 Tカード番号: Tカード:基本P 特別P 今回計</p> <p>利用ポイント 利用可能ポイント 本日付与されたポイントは2~3日 目以降に反映されます。有効期限切 等の理由で、Tカードにポイントが 加算されないことがあります。 詳細はwww.tsite.jpにてご確認下 さい。 現金でお買上げの場合は領収書/カネさげてください。</p> <p>株式会社二木商店 セルフ本龍野SS 兵庫県 たつの市 龍野町日飼375-1 TEL:0791-63-0861 SS-201867 TカードNo 5984-03 デーNo9846-9848 2021/04/12</p>	<p>共通案分率 50%</p> <p>25%</p> <p>それ以外の案分 案分の説明</p> <p>案分率 3,101円 相当</p>

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年 4 月分)

(会派名 自由民主党)

(議員名 山口晋平)

整理 番号	使 途 項 目				
6	<p data-bbox="164 360 1514 394">調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・<u>事務所費</u>・事務費・人件費</p> <p data-bbox="244 443 884 479">本領収書は、県議会議員 山口晋平宛のものである。</p> <p data-bbox="368 533 874 629">事務所 電気代 2月分</p> <p data-bbox="400 689 970 763"><math>4.332円 \times 50\% = 2.166円</math></p> <p data-bbox="440 965 975 1021">領収書 (明細は)、別添のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1187 394 1514 999"><tr><td data-bbox="1187 394 1394 479">共通案分率</td><td data-bbox="1394 394 1514 479">50% 25%</td></tr><tr><td data-bbox="1187 479 1394 999">それ以外の案分 案分の説明</td><td data-bbox="1394 479 1514 999">2.166円 電気代</td></tr></table>	共通案分率	50% 25%	それ以外の案分 案分の説明	2.166円 電気代
共通案分率	50% 25%				
それ以外の案分 案分の説明	2.166円 電気代				

# 電気ご使用量のお知らせ

発行年月日：2021/04/05

山口 晋平 様

お客さま番号	16	所	番	号			
	83		2271-184302	たつの市 神岡町 東条崎 550-201			
供給地点特定番号	06	0168	3227	1184	3021	0000	
年月分	3年 2月分		ご使用期間	1月20日から 2月16日まで			
ご契約種別	従量電灯A						

当月ご使用量	183kWh				
ご参考	前年同月分 (1月21日~2月17日)	136kWh			
	前年同月差	+47kWh			
	前年同月比	+34.5%			

※CO2排出量	61.12kg
---------	---------

※CO2排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき公表した弊社電気の排出係数×お客さまの電気ご使用量から算出しています。  
H22.1月以降の排出係数は、CO2クレジット反映後の値となります。「CO2クレジット反映後の排出係数」とは、実際の排出量から地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき京都議定書のクレジット等を控除して算出したものです。

ご請求金額	4,332円	お支払期限日	3月19日
-------	--------	--------	-------

(内訳)	円	銭	(内訳)	円	銭	(内訳)	円	銭
最低料金	341	01	燃料費調整額	-305	56			
電力量料金			再エネ促進賦課金	545	00			
1段料金	2,132	55	消費税等相当額再掲	393	00			
2段料金	1,619	73						

当月指示数	07477.9		
前月指示数	07295.1		

計器番号 474

当月指示数			
前月指示数			

今回検針日	2月17日	単価名称	年月日	最初の15kWhに対して	15kWhを超える1kWhにつき
次回検針日	3月17日	燃料調整費	3年 2月分	-25円 00銭	-1円 67銭
検針員			3年 3月分	-22円 03銭	-1円 47銭
		再エネ発電促進賦課金	3年 2月分	44円 70銭	2円 98銭

# 電気料金領収済のお知らせ

年 月 分		
領 収 金 額	*****	*****
消費税等相当額(再掲)		
再エネ促進賦課金(再掲)		

ご契約種別	
ご使用期間	
ご使用量	
振替日	

お客さま番号	日 程	所	番 号	口座名義	口座番号
				店舗	

◎口座情報による領収の場合、お客さま情報保護の観点から、口座情報につきましては、お客さまからのご希望がある場合のみ記載しております。なお、その場合でも、口座番号の一部を非表示とさせていただきます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

<ご連絡先> 関西電力株式会社

(電話番号) 0800-777-8810

電話番号でお申込みの際は番号をよくお確かめの上、必ず「0800」からお掛けください。  
※一部のIP電話からは、ご利用いただけません。営業時間は月～金曜日(祝日を除く)の9:00～18:00です。夜間、土曜、日曜、祝日においてもお客さまがお急ぎのご用件については承っております。









領収書等添付様式【共通】

(令和3年 4 月分)

(会派名 自由民主党)

(議員名 山口晋平)

整理 番号	使 途 項 目 調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <u>事務費</u> ・人件費				
97	<p>本領収書は、県議会議員 山口晋平宛のものである。</p> <p>携帯電話 使用料 3月分</p> $20,278円 - 7,546円 = 12,732円$ <p>(対象外)</p> $12,732円 \times 50\% = 6,366円$ <p>領収書(明細は)、別添のとおり。</p> <p>(カード明細は、4 - 6 に添付)</p> <table border="1" data-bbox="1189 392 1519 996"><tr><td data-bbox="1189 392 1388 470">共通案分率</td><td data-bbox="1388 392 1519 470">50% 25%</td></tr><tr><td data-bbox="1189 470 1388 996">それ以外の案分 案分の説明</td><td data-bbox="1388 470 1519 996">6,366円 在党</td></tr></table>	共通案分率	50% 25%	それ以外の案分 案分の説明	6,366円 在党
共通案分率	50% 25%				
それ以外の案分 案分の説明	6,366円 在党				

ご利用料金のご案内 (ドコモご利用分)



01721483

6T1EFE

NTTファイナンス株式会社  
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

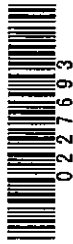
発行年月日 2021年 3月16日発行  
発行会社 NTTファイナンス株式会社  
料金センター  
お問合せ先 0120-800-000/ドコモ  
【受付先】  
〒536 大阪市城東区森之宮1-6  
-0025 -111 NLC森の宮ビル  
社用コード 6T1-EFE-J-30-272-000829-60(24)  
<000000> 00002

郵便区内特別

山口 晋平 様



0227693#



0227693

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

( 1 / 3 ページ )

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご利用金額 (TOTAL AMOUNT)	振替日 (TRANSFER DAY)
	2021年 3月ご請求分	20,278円	ご利用クレジット会社の 規約に基づく振替日

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

\*\*\* NTTグループ各社ご請求金額 \*\*\*

NTTドコモ分ご請求額 20,278円  
(合計) 20,278円

詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

【NTTドコモからのお知らせ】

\*\*\* ドコモからのお知らせ \*\*\*

ユニバーサルサービス制度の番号単価の改定に伴い、2021年1月ご利用分からユニバーサルサービス料を1電話番号当たり月額2円(税抜)から3円(税抜)に改定いたしました。詳しくはドコモのホームページにてご確認ください。引き続きお客様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

\*\*\* 請求書発行にかかる手数料の有料化について \*\*\*

お知らせは次ページに続きます。

前月ご請求金額	16,508円(税込)

ポイントのお知らせ

dポイントがたまる・つかえる街のお店やネットサイトはどんどん拡大中です。普段よく利用されているあのお店やあのサイトでも、dポイントがたまる・つかえるかもしれません。ぜひ「dポイントクラブサイト」で最新情報をご確認ください。

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
	山口 晋平 様

ご利用クレジット会社 (CREDIT COMPANY)	カード会員番号 (MEMBER NUMBER OF THE CARD)
ジェーシーピー	*****

NTTファイナンス株式会社  
〒108-0075  
東京都港区港南1-2-70



お客様電話番号等 BILLING NUMBER	請求年月 MONTH OF ISSUE	2021年 3月ご請求分
----------------------------	------------------------	--------------

お 知 ら せ

2021年4月請求分より、誠に勝手ながら、更なるペーパーレス化促進のため、口座振替・クレジットカード支払いのご入金を確認できない場合の請求書発行にかかる手数料をお客さまご負担とさせていただきます。詳細はHPにてご確認ください。何卒、ご理解を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

ご請求内訳

(お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇基本使用料等 (計)	3,450	4,150	ご利用期間 (2/1~2/28)	
	( 4,850)	( 4,850)	ギガライト2	合 算
	( -1,000)	( -1,000)	(内訳) ギガライト2	
	( 300)	( 300)	(内訳) みんなドコモ割	
	0	0	(内訳) spモード利用料	
	0	0	(参考) 高速通信ご利用データ量は	合 算
	-1,000	-1,000	(参考) 追加データの残分および特典付与分など	合 算
	300	300	ドコモ光セット割	合 算
			ドコモWi-Fi月額 (300) 利用料	合 算
◇通話料・通信料 (計)	1,829	69	2月ご利用分	
			Xi・SMS通信料	合 算
◇その他ご利用料金等 (計)	1,723	1,700	かけ放題オプション定額料	合 算
		300	留守番電話サービス利用料	合 算
		200	キャッチホン利用料	合 算
		100	メロディコール利用料	合 算
		-200	オプションバック割引料	合 算
		200	あんしんセキュリティ利用料	合 算
		1,000	ケータイ補償サービス (1,000円コース)	合 算
		400	あんしん遠隔サポート利用料	合 算
		-380	あんしんバックモバイル割引	合 算
		50	ケータイお探しサービス利用料	合 算
		-50	ケータイお探しサービス割引料	合 算
		300	ドコモWi-Fi利用料 (spモード)	合 算
		-300	キャンペーン割引料 (ドコモWi-Fi)	合 算
		100	請求書発行手数料	合 算
		3	ユニバーサルサービス料/基本	合 算
◇端末等代金分割支払金	5,096	5,096	端末等代金分割支払金	非対象等
			ご請求は2021年5月請求迄で、分割支払金残額は	
◇決済サービス代金等 (計)	7,480		10回目のご請求です。(全12回)	
			10,192円です。	
◇消費税等相当額 (計)	700	700	消費税等相当額 (合計)	
			合算表示の料金合計×10%	
◇合計	20,278	20,278	合計	
			<NTTドコモからのお知らせ>	

\*\*\*NTTドコモからのお知らせ\*\*\*

- 各種お申込み・お手続き、ご契約内容の確認などは、インターネットからできます。  
【スマートフォン】はdメニュー、【iモード】はiMenu、【PC】はドコモHPのマイドコモから「ドコモオンライン手続き」をご利用いただけます。
- 弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

\*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\*

ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するために必要な費用の一部を通信事業者全体で電話番号数に応じて負担するユニバーサルサービス制度の趣旨に基づき、ご負担をお願いしている料金です。

お客様電話番号等  
BILLING NUMBER請求年月  
MONTH OF ISSUE

2021年 3月ご請求分

## ご請求内訳

(お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 金額 (円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
		<p>○継続利用期間は、2月末で 9年となりました。</p> <p>○ポイントのお知らせ 2月ご利用分に対する獲得ポイントは、 60です。 (ポイント進呈の対象になるご利用金額は、 6,642円です。) ※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。</p> <p>○ステージのお知らせ 2月末のステージは、 3rdステージです。 ※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。</p>	

領収書等添付様式【共通】

(令和3年 4 月分)

(会派名 自由民主党)

(議員名 山口晋平)

整理 番号	使 途 項 目																
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費																
8	<p>本領収書は、県議会議員 山口晋平宛のものである。</p> <p>神戸新聞 購読料</p>	<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td>100%</td> </tr> </table> <p>すべて政務活動にかかるものであるため、100%充当とする。</p> <p>3.2ヶ月 充当</p>	共通案分率	50%	それ以外の案分	25%	案分の説明	100%									
		共通案分率	50%														
それ以外の案分	25%																
案分の説明	100%																
<p style="text-align: center;">領 収 証</p> <p>2021年02月分 龍野町島田29-1</p> <p style="text-align: right;">No* 1- 18-0086-100</p> <p>山口 晋平 様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>銘 柄</th> <th>部</th> <th>金 額</th> <th>お知らせ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸新聞※</td> <td>1</td> <td>3,093</td> <td rowspan="2">           毎度ご購入有難うございます。            左記の通り領収致しました。         </td> </tr> <tr> <td>電子版NEXT</td> <td>1</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>¥ 3,258</td> <td>           8%対象 ¥3,093(消費税 ¥229)            10%対象 ¥165(消費税 ¥15)         </td> </tr> </tbody> </table> <p>※は軽減税率対象品目</p> <p>神戸新聞 龍野北専売所 〒679-4121 たつの市龍野町島田598-10 TEL: 0791-62-2107 FAX: 0791-62-2137</p> <p style="text-align: right;">領 神戸新聞 収</p> <p style="text-align: right;">R3.4.12 引落し</p> <p style="text-align: center;">(カード明細は、4 - 6 に添付)</p>			銘 柄	部	金 額	お知らせ	神戸新聞※	1	3,093	毎度ご購入有難うございます。 左記の通り領収致しました。	電子版NEXT	1	165	合 計		¥ 3,258	8%対象 ¥3,093(消費税 ¥229) 10%対象 ¥165(消費税 ¥15)
銘 柄	部	金 額	お知らせ														
神戸新聞※	1	3,093	毎度ご購入有難うございます。 左記の通り領収致しました。														
電子版NEXT	1	165															
合 計		¥ 3,258	8%対象 ¥3,093(消費税 ¥229) 10%対象 ¥165(消費税 ¥15)														

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和3年 4 月分)  
(会派名 自由民主党)  
(議員名 山口晋平)

整理 番号	使 途 項 目 調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <del>事務費</del> ・人件費				
9	<p>本領収書は、県議会議員 山口晋平宛のものである。</p> <p>事務所 電話・インターネット代 2月分</p> <p><math>7,493円 \times 50\% = 3,746円</math></p> <p>領収書(明細は)、別添のとおり。</p> <p>(カード明細は、4 - 6 に添付)</p> <table border="1" data-bbox="1189 392 1527 996"><tr><td data-bbox="1189 392 1396 470">共通案分率</td><td data-bbox="1396 392 1527 470">50% 25%</td></tr><tr><td data-bbox="1189 470 1396 996">それ以外の案分 案分の説明</td><td data-bbox="1396 470 1527 996">3,746円 を総額</td></tr></table>	共通案分率	50% 25%	それ以外の案分 案分の説明	3,746円 を総額
共通案分率	50% 25%				
それ以外の案分 案分の説明	3,746円 を総額				





(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和3年 4 月分)

(会派名 自由民主党)

(議員名 山口晋平)

整理 番号	使 途 項 目	
10	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
	本領収書は、県議会議員 山口晋平宛のものである。  産経新聞 印刷費  (カード明細は、4 - 6 に添付)	共通案分率 50% 25%
		それ以外の案分 100% 案分の説明  すべて政務活動にかかるもの であるため、100%充当とする。  案分率 3,034円 充当

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年 4 月分)

(会派名 自由民主党)

(議員名 山口晋平)

整理 番号	使 途 項 目													
11	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費													
	本領収書は、県議会議員 山口晋平宛のものである。  発行回数にかかるとETC使用料  (カード明細は、4 - 6 に添付)	<table border="1"><tr><td data-bbox="1189 392 1396 470">共通案分率</td><td data-bbox="1396 392 1520 470">50%</td></tr><tr><td data-bbox="1189 470 1396 548">それ以外の案分</td><td data-bbox="1396 470 1520 548">25%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1189 548 1520 593">案分の説明</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1189 593 1520 672">すべて政務活動にかかるものであるため、100%充当とする。</td></tr><tr><td data-bbox="1189 672 1396 996">案分率</td><td data-bbox="1396 672 1520 996">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1189 739 1520 806">16,640円</td></tr></table>	共通案分率	50%	それ以外の案分	25%	案分の説明		すべて政務活動にかかるものであるため、100%充当とする。		案分率	100%	16,640円	
共通案分率		50%												
それ以外の案分	25%													
案分の説明														
すべて政務活動にかかるものであるため、100%充当とする。														
案分率	100%													
16,640円														

(添付様式 7-2)

### 活動報告書（登庁調査）

議員名	山口 晋平
-----	-------

令和3年 4月分 (2月 etc、XXXXXXXXXX)

日付	整理 番号	主な活動概要	充当額	備考 (添付資料)
2月3日	4-11	2月議会について村岡議員と打合せ、新型コロナウイルスのワクチン接種について感染症対策課と打合せほか	4,160	
2月5日		新型コロナウイルスワクチン接種について、西中感染症対策課長・田所ワクチン対策課長と打合せ、地場産業について馬場工業振興課長と打合せほか	4,160	
2月10日		議員団総会ほか	4,160	
2月18日		地元要望について東医務課医療指導班長と打合せほか	4,160	

※県庁における政務活動の場合は、本様式により作成できます。

(添付様式2)

# 領収書等添付様式【共通】

(令和3年 4 月分)

(会派名 自由民主党)

(議員名 山口晋平)

整理 番号	使 途 項 目											
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費											
12	<p>本領収書は、県議会議員 山口晋平宛のものである。</p> <p>兵庫ジャーナル購読料 R3.1~3月分</p>	<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td></td> </tr> <tr> <td>案分率</td> <td> <p>すべて政務活動にかかるものであるため、100%充当とする。</p> <p>8,400円 充当</p> </td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明		案分率	<p>すべて政務活動にかかるものであるため、100%充当とする。</p> <p>8,400円 充当</p>
		共通案分率	50%									
	25%											
それ以外の案分	100%											
案分の説明												
案分率	<p>すべて政務活動にかかるものであるため、100%充当とする。</p> <p>8,400円 充当</p>											

2021年4月16日

## 領 収 書

山口 晋平 様

¥ 8, 4 0 0 -

但し 兵庫ジャーナル購読料R3年1月~3月分として

上記金額正に領収いたしました。

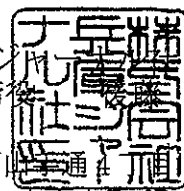
内

消費税等

現金

小切手

株式会社兵庫シ  
代表取締役  
〒650-0011  
神戸市中央区下  
ファインコート下山手6F  
TEL078-333-7560 FAX078-333-7563



領収書等添付様式【共通】

(令和3年 4 月分)  
(会派名 自由民主党)  
(議員名 山口晋平)

整理 番号	使 途 項 目													
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費													
13	<p>本領収書は、県議会議員 山口晋平宛のものである。</p> <p>週刊・自由民主購読料 R3.3 ~ R4.2月分</p>	<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td></td> </tr> <tr> <td>すべて政務活動にかかるものであるため、100%充当とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>案分率</td> <td> <p>√ 200円 を充当</p> </td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明		すべて政務活動にかかるものであるため、100%充当とする。		案分率	<p>√ 200円 を充当</p>
		共通案分率	50%											
	25%													
それ以外の案分	100%													
案分の説明														
すべて政務活動にかかるものであるため、100%充当とする。														
案分率	<p>√ 200円 を充当</p>													
<p>NO.</p> <p>週刊・自由民主購読料領収書</p> <p>山 口 晋 平 殿</p> <p>金 5, 200円也</p> <p>(但し、年間購読料 R3.3~R4.2)</p> <p>令和3年4月16日</p> <p>自由民主党兵庫県支部連合会</p> <p>〒650-0004 神戸市中央区中山手通5-1-4 TEL:078-351-0901</p>														

領収書等添付様式【共通】

(令和3年 4 月分)  
(会派名 自由民主党)  
(議員名 山口晋平)

整理 番号	使 途 項 目													
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費													
14	<p>本領収書は、県議会議員 山口晋平宛のものである。</p> <p>りぶる購読料 R3.3 ~ R4.2月分</p>	<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">すべて政務活動にかかるものであるため、100%充当とする。</td> </tr> <tr> <td>案分率</td> <td>3,800円 充当</td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明		すべて政務活動にかかるものであるため、100%充当とする。		案分率	3,800円 充当
		共通案分率	50%											
	25%													
それ以外の案分	100%													
案分の説明														
すべて政務活動にかかるものであるため、100%充当とする。														
案分率	3,800円 充当													
<p>NO.</p> <p>りぶる購読料領収書</p> <p>山口 晋平 殿</p> <p><u>金 3,800円也</u></p> <p>(但し令和3年3月～令和4年2月分1冊分)</p> <p>令和3年4月16日</p> <p>自由民主党兵庫県支部連合会</p> <p>〒650-0004 神戸市中央区中山手通5-1-4 TEL:078-351-0901</p>														




(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和3年 4 月分)

(会派名 自由民主党)

(議員名 山口晋平)

整理 番号	使 途 項 目 調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費									
15	<p>本領収書は、県議会議員 山口晋平宛のものである。</p> <p>カ"y"u"u" (4A17A)</p> <p>6,351A × 50% = 3,175A</p> <p>タイヤ・バッテリー・車検の事 なら、当SSへ☆</p>  <p><b>apollo station</b> お客様控え (クレジット領収書) 283534</p> <p>CV 龍野東SS (株) うかいや 兵庫県たつの市龍野町日飼字神ノ木212- TEL 0791-63-3158</p> <p>売上 2021年 4月17日 18:37 YAMAGUCHI SHIMPEI 様 クレジット</p> <table border="0"> <tr> <td>出光ゼアス</td> <td>P-11(内)</td> </tr> <tr> <td>46.70 L. 0136.0</td> <td>6351円</td> </tr> <tr> <td>01200.00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(内、値引 -83.0</td> <td>-140円)</td> </tr> </table> <p>合計 6,351円 (内、消費税等(10.00%) 577円)</p> <p>支払区分：一括 承認No. 0000148568 端末識別番号：0817501283534 端末処理通番：05216 ATC：0026 IC/MS識別子：IC AID:A0000000651010 JCB Credit カードシーケンス番号：00</p> <p>伝No: 10293 担当</p>	出光ゼアス	P-11(内)	46.70 L. 0136.0	6351円	01200.00		(内、値引 -83.0	-140円)	<p>共通案分率 50% 25%</p> <p>それ以外の案分 案分の説明</p> <p>案分率 3,175A E宛当</p>
出光ゼアス	P-11(内)									
46.70 L. 0136.0	6351円									
01200.00										
(内、値引 -83.0	-140円)									

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和3年 4 月分)

(会派名 自由民主党)

(議員名 山口晋平)

整理 番号	使 途 項 目				
16	<p data-bbox="159 353 1500 387">調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費</p> <p data-bbox="239 436 877 470">本領収書は、県議会議員 山口晋平宛のものである。</p> <p data-bbox="335 537 558 627">車賃-送料</p> <p data-bbox="414 672 973 761"><math>79,200円 \times 50\% = 39,600</math></p> <p data-bbox="303 918 1037 974">3--4-19 振替 *79,200 口座振替 (加)</p> <table border="1" data-bbox="1189 394 1505 985"><tr><td data-bbox="1189 394 1388 470">共通案分率</td><td data-bbox="1388 394 1505 470">50% 25%</td></tr><tr><td data-bbox="1189 470 1388 985">それ以外の案分 案分の説明</td><td data-bbox="1388 470 1505 985">39,600円 左記</td></tr></table>	共通案分率	50% 25%	それ以外の案分 案分の説明	39,600円 左記
共通案分率	50% 25%				
それ以外の案分 案分の説明	39,600円 左記				

# 自動車リース注文契約書

借受人用

この注文契約書の裏面の約款は、リース契約の条件及び個人情報の取扱いについて記載したものですから、借受人および連帯保証人におかれましては、これらの事項をよくお読み頂き充分にご納得の上、ご署名(記名・捺印)ください。  
・個人情報の取扱いにつきましては裏面の【個人情報の取扱い】に記載しております。  
・3枚目「公正証書作成に係る委任状」は内容を十分ご理解の上、直接ご署名ください。  
・自動車リースには、クーリングオフの適用はありませんので、ご留意ください。

令和 2 年 5 月 29 日

借受人(甲) (所在地・名称・代表者)

貸渡人(乙) (所在地・電話番号・名称・代表者)

[Redacted]

神戸市兵庫区水木通2丁目1号  
神戸トヨペット株式会社  
代表取締役 西村 公秀

連帯保証人(住所・氏名・職業)

連帯保証人(住所・氏名・職業)

裏面記載の特約事項に基づき、下記の通り注文いたします。

リース方式 <u>X27+24-R</u>		契約 No. <u>18338</u>	
(1) 車名 (型式) <u>147-HV Power X90 2.4</u> <u>AVU65W-ANKSB(G5)</u>	車台番号 [Redacted]	初度登録 登録年月日 <u>R2年 5月</u>	特別仕様・付属品 <u>Power-2200t</u> <u>2522700 R 2700A-2407</u> <u>TV2TE220-11</u> <u>0142225P</u> <u>702200 0142225P</u> <u>2700t 2.4 (22-7)</u> <u>2700t 2.4</u> <u>AT4000</u> <u>ETC 2.0 2200t 2700t 2.4</u> <u>187000-1400 1400</u>
車登録番号 <u>神戸 330 2 6857</u>	塗色 <u>7149 (202)</u>	使用の本拠地 [Redacted]	
保管場所 [Redacted]			
(2) リース期間 令和 <u>2年 5月 29日</u> ~ 令和 <u>7年 5月 8日</u> , <u>60</u> カ月	リース料 毎月 <u>72,000</u> 円 (総額 <u>4,320,000</u> 円)	消費税 (10%) 毎月 <u>7,200</u> 円 (総額 <u>432,000</u> 円)	(3) 支払月額 毎月 <u>79,200</u> 円 (総額 <u>4,752,000</u> 円)
(4) 支払期日 第 1 回 (27期分) 令和 2 年 7 月 17 日 支払 第 2 回 令和 2 年 8 月 17 日 支払 第 3 回 ~ 第 58 回 毎月 17 日 支払 第 59 回 令和 7 年 5 月 17 日 支払	(5) 前払金 円 令和 年 月 日 支払	(6) 保証金 円 令和 年 月 日 支払	(7) 支払方法 1. 約束手形 ② 銀行振替 3. 銀行振込 4. ( ) 銀行 [Redacted]
(8) リース料に含まれる項目 <input type="checkbox"/> 登録納車費用 <input checked="" type="checkbox"/> 自動車取得税 <input type="checkbox"/> 自動車重量税 <input type="checkbox"/> 自動車賠償責任保険 <input type="checkbox"/> 自動車税 <input checked="" type="checkbox"/> 道路関連サービス <input checked="" type="checkbox"/> 任意保険 <input type="checkbox"/> 車検(定検点検整備及び経路検査) <input type="checkbox"/> 法定定期点検整備 <input type="checkbox"/> 一般修理	<input checked="" type="checkbox"/> 事故修理(車両保険付保時) <input type="checkbox"/> オイル交換 <input type="checkbox"/> バッテリー交換 <input checked="" type="checkbox"/> 巡回サービス 1回/ヶ月 <input type="checkbox"/> タイヤ交換 <input type="checkbox"/> 代車の提供 ( )	(9) 保険会社 任 保険種別 1. SAP 2. PAP 3. ( ) 意 フリート区分 1. フリート 2. ノンフリート 年令制限 1. 21歳未満 2. 26歳未満 3. 全年令超保 保 割引率 % 険 対 人 百万円 内 対 物 百万円、免責 万円 容 搭 乗 者 1名 百万円、1事故 百万円 専 両 1年目 万円、2年目 万円 免 責 3年目 万円、4年目 万円	
(10) 引渡予定日 令和 年 月 日 引渡場所	(11) 超テクノショップ	(12) 契約走行距離 <u>2500</u> km/月	(13) 超過走行料 <u>5</u> 円/km
(14) 残価の精算 1. する(予定残存額 円) ② しない	(15) 規定損害金 基本額 <u>4,646,690</u> 円 減額月額 <u>46,878</u> 円	(16) 特約事項 一 事故等は劣化による整備のみ 二 火災等による外傷による整備は含まない	

(注) 消費税額には地方消費税を含みます。

担当者 [Redacted]





# お申込みの内容

## 第3条 (各種サービス実施にかかる利用)

甲及び連帯保証お申込者は、乙及び丙が収集した属性情報及び契約・取引情報を以下の目的の範囲内で自ら利用することに同意します。

①乙の事業及び丙のクレジット関連事業を含む金融サービス事業において取扱う商品・サービス等について宣伝印刷物の送付・eメールの送信等の方法によりご案内すること、自動車とその関連商品・住宅・船舶及び金融商品並びに乙の取扱う商品・サービス等に関するアンケートの実施、並びにトヨタ製品ユーザーへの各種サービスを実施するため。

②乙の事業及び丙のクレジット関連事業を含む金融サービス事業における市場調査、商品開発及び営業活動のため。

③丙が、提携企業から委託を受けて行う宣伝印刷物の送付・eメールの送信等による商品等のご案内、営業活動及び市場調査のため。

※なお、上記の丙の具体的な事業内容については、丙のホームページ等に記載し、お知らせしております。

丙 <https://www.toyota-finance.co.jp/>

## 第4条 (個人信用情報機関への照会及び登録・利用)

(1) 丙は、甲及び連帯保証お申込者の支払能力・返済能力の調査のために、丙が加盟する個人信用情報機関(個人)の支払能力・返済能力に関する情報の収集及び貸付に付する属性情報の提供を業とする者)及び情報機関と提携する個人信用情報機関に照会し、甲及び連帯保証お申込者の個人情報が登録されている場合には、割賦販売法(昭和39年法律第159号)により、支払能力・返済能力の調査の目的に限って、当該個人情報を利用します。

(2) 甲及び連帯保証お申込者の本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実から丙の加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、丙が加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、甲及び連帯保証お申込者の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されること。

登録情報	登録期間
(1)本契約に係る申込みをした事実	丙が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間
(2)本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後5年以内
(3)債務の支払を延滞した事実	契約期間中及び契約終了後5年間

(3) 丙が加盟する個人信用情報機関の名称、住所、問合せ電話番号は下記の通りです。また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途書面により通知し同意を得るものとします。

- (株)シー・アイ・シー(CIC)  
(割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関)  
〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスタ15階  
TEL(フリーダイヤル)0120-810-414 ホームページ [<https://www.cic.co.jp/>]
- ※(株)シー・アイ・シーは、主に割賦販売等のクレジット事業を含む企業を会員とする個人信用情報機関です。同社の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社が開設しているホームページをご覧ください。
- (4) 丙が加盟する個人信用情報機関(株)シー・アイ・シーが提携する個人信用情報機関は、下記の通りです。

- 全国銀行個人信用情報センター  
〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1  
TEL03-3214-5020  
ホームページ [<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>]
- ※全国銀行個人信用情報センターは、主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関です。同情報センターの加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同情報センターが開設しているホームページをご覧ください。
- 株式会社日本信用情報機構(貸金業法に基づく指定信用情報機関)  
〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産北上野ビル5号館  
TEL(ナビダイヤル)0570-055-955  
ホームページ [<https://www.jicc.co.jp/>]
- ※(株)日本信用情報機構は、主に貸金業者を会員とする個人信用情報機関です。同社の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社が開設しているホームページをご覧ください。

(5) 丙が加盟する個人信用情報機関に登録する個人情報は、氏名・生年月日、住所、電話番号、性別、勤務先、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、商品名及びその数量/回数/期間、契約額、貸付額、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等の支払状況となります。

(6) 個人信用情報機関の業務内容等については、各機関のホームページで公表しております。

## 第5条 (個人情報の提供・利用)

(1) 丙は、個人情報の保護措置を講じた上で、以下の内容の情報を、以下の目的で利用するため、丙と個人情報の提供に関する契約を締結した以下の提供先(以下「情報提供先」という)に、甲及び連帯保証お申込者の個人情報を提供します。

- ①[提供先] トヨタ自動車株式会社 愛知県豊田市トヨタ町1番地  
[提供内容] 属性情報、契約・取引情報  
目的) 乙が自動車の事業において、トヨタ自動車から提供する製品・サービス等について宣伝印刷物の送付・eメールの送信等の方法によりご案内すること、自社製品・サービスに関するアンケートを実施すること、並びにトヨタ製品ユーザーへの各種サービスを実施すること等の市場調査、商品開発及び営業活動。
- ②[提供先] 乙  
[提供内容] 属性情報、契約・取引情報

[目的] 乙の事業 いて、乙が提供する商品・サービス等について宣伝印刷物の送付・eメールの送信等の方法によりご案内すること、自社製品・サービスに関するアンケートを実施すること、並びに乙商品ユーザーへの各種サービスを実施すること等の市場調査、商品開発、営業活動及びサービス履行活動

(2) 上記(1)①②の提供先への個人情報の提供期間は、原則として契約期間中及び本契約終了日から5年間とします。  
なお、上記(1)②の提供先における個人情報の利用期間については、各社にお問合せ下さい。  
(3) 本契約の有効期間中に(1)前項の提供・利用先が新たに追加された場合には、甲及び連帯保証お申込者に書面により通知し、同意を得るものとします。

## 第6条 (個人情報の開示・訂正・削除)

(1) 甲及び連帯保証お申込者は、乙、丙及び第4条で記載する個人信用情報機関並びに第5条で記載する情報提供先に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができるものとします。

①乙及び丙に開示を求める場合には、第9条記載のお客様相談窓口へ連絡して下さい。開示請求手続(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えします。また、開示請求手続につきましては、当社のホームページでお知らせしております。

(URL) <https://www.toyota-finance.co.jp/>  
②個人信用情報機関に開示を求める場合には、第4条記載の個人信用情報機関に連絡して下さい。情報提供先に対して開示を求める場合には、第5条記載の各情報提供先に連絡して下さい。

(2) 前項の場合、甲及び連帯保証お申込者は、本人であることとを証明するための書類(自動車運転免許証、パスポート等)を提示する等所定の手続により行うとともに所定の手数料を負担するものとします。また、甲及び連帯保証お申込者が、丙が加盟する信用情報機関に対して開示請求する場合、当該機関の定める手続により行うものとします。  
(3) 開示請求により、丙が個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、丙は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

## 第7条 (本同意条項に不同意の場合)

(1) 丙は、甲及び連帯保証お申込者が本契約の必要な記載事項(申込書に甲及び連帯保証お申込者が記載すべき事項)を記載できない場合及び本契約の内容を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。但し、本同意条項第3条及び第5条に同意しないことを理由に丙が本契約をお断りすることはありません。

(2) 甲及び連帯保証お申込者が、第3条及び第5条に同意しない場合、丙は第3条及び第5条記載のすべての提供・利用を行わないものとします。この場合、第3条及び第5条に記載した利用目的に関連して甲及び連帯保証お申込者に提供されるサービスの全部又は一部を受けられないことについて、甲及び連帯保証お申込者は予め承知します。

第8条 (個人情報の提供・利用の中止の申出)  
本同意条項第3条及び第5条による同意を得た範囲内で丙が当該情報を利用・提供している場合であっても、中止の申出があった場合、それ以降の第3条に基づく乙及び丙での利用及び第5条に基づく丙から情報提供先への提供を中止する措置をとります。この場合、第3条及び第5条に記載した利用目的に関連して甲及び連帯保証お申込者に提供されるサービスの全部又は一部を受けられないことについて、甲及び連帯保証お申込者は予め承知します。

第9条 (個人情報に関するお問合せ先)  
宣伝印刷物の送付等の中止、提供先企業への個人情報の提供中止及び個人情報の開示・訂正・削除についての請求、その他甲及び連帯保証お申込者の個人情報に関するお問合せ・ご意見は、下記の丙お客様相談窓口までお願いします。なお、丙では個人情報保護を推進する管理責任者として個人情報保護管理者(コンプライアンス担当役員)を設置しています。

[対応部署] お客様相談窓口  
[住所等] 〒451-6014 名古屋市中区西<sub>1</sub>区牛島町6番1号 名古屋ルーセントタワー  
TEL(名古屋) 052-239-2533  
TEL(東京) 03-5617-2533

第10条 (本契約が不成立の場合)  
本契約が不成立の場合、第2条及び第4条第2項に基づき一定期間利用されますが、それ以外の利用はありません。

## 第11条 (同意条項の変更)

(1) 本同意条項は法令に定める手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。  
(2) 本同意条項のうち、個人情報の収集・利用の目的、提供先の追加、及び提供先の利用目的について変更が生じた場合は、甲及び連帯保証お申込者に通知し、同意を得るものとします。  
(3) 前項以外の事項について変更が生じた場合は、必要に応じて甲及び連帯保証お申込者に通知するものとします。

第12条 (通知・受領事務の委託)  
甲及び連帯保証お申込者は、本契約に基づく取引を円滑に進める目的のため、その限度で以下の事務手続において、甲及び連帯保証お申込者の個人情報を含む情報を、乙丙間で相互に通知、受領及び交換することを、予め乙及び丙に対して委託するものとします。  
①審査の審査に関する事項(合済理由を除く)  
②精算及び完済に関する事項  
③住所及び自動車の使用の本拠の位置等の変更に関する事項  
④自動車の所有名義及び所有権登録に関する事項  
⑤その他本契約において必要となる事項

第13条 (企業情報の利用)  
甲及び連帯保証お申込者が法人又は団体の場合、甲及び連帯保証お申込者の企業情報は、丙と丙の提携するトヨタ販売店又はトヨタグループに属する企業との間で、相互に利用されます。

御 見 積 書

見積No. 1844736

見積日 2020年5月29日

山口 晋平 様

下記のとおり、御見積もり申し上げます。

件名	ハリアーHV
納期	2020年 6月 3日
支払条件	リース 60回
有効期限	

神戸トヨペット株式会社

〒671-1153

姫路市広畑区高浜町1丁目59

TEL : 079-236-5516

FAX : 079-230-2362

担当: 



合計金額 ¥0 (税込)

No.	摘要	数量	単価	値引き額	金額
	カメラ一体型ドライブレコーダー	1	¥28,850	¥28,850	¥0
				小計	¥0
				消費税	¥0
				合計金額	¥0

備考	追加頂きましたドライブレコーダーは値引き処理させていただきます。
----	----------------------------------



後納郵便

山口 晋平 様



15401

KC011859

親展

トヨタファイナンス株式会社



〒460-0003 名古屋市中区錦二丁目17番21号  
NTTデータ伏見ビル別館

お問い合わせ先 トヨタファイナンス株式会社 名古屋センター

☎052-239-2511

### お支払金一覧表

この度は、弊社をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。  
お客様のお支払金は、ご指定口座より預金口座振替にて自動引落しさせていただきますので  
明細をご案内いたします。なお、金融機関が休業日の場合は翌営業日のお引落しとなります。  
この一覧表は、お支払の完了まで大切に持ちください。ようお願い申し上げます。  
お知らせ

初回お支払は事務都合により、下記一覧通り2回分まとめてご請求となります。ご注意ください。  
本契約以外で弊社とご契約があり、かつお支払日およびお支払口座が同一の場合は、まとめて  
ご請求させていただきます。  
なお、各契約ごとの請求をご希望の場合は、それぞれにお手続きが必要となります。

回数	お支払期日	お支払金額 (円)	お支払後残高 (円)
001	20200717	79200	4672800
002	20200717	79200	4593600
003	20200817	79200	4514400
004	20200917	79200	4435200
005	20201017	79200	4356000
006	20201117	79200	4276800
007	20201217	79200	4197600
008	20210117	79200	4118400
009	20210217	79200	4039200
010	20210317	79200	3960000
011	20210417	79200	3880800
012	20210517	79200	3801600
013	20210617	79200	3722400
014	20210717	79200	3643200
015	20210817	79200	3564000
016	20210917	79200	3484800
017	20211017	79200	3405600
018	20211117	79200	3326400
019	20211217	79200	3247200
020	20220117	79200	3168000
021	20220217	79200	3088800
022	20220317	79200	3009600
023	20220417	79200	2930400
024	20220517	79200	2851200
025	20220617	79200	2772000
026	20220717	79200	2692800
027	20220817	79200	2613600
028	20220917	79200	2534400
029	20221017	79200	2455200
030	20221117	79200	2376000

※ご契約者様(または連帯保証人様)以外からのお問い合わせにはお答えできない場合もございますので、予めご了承ください。

2020年 6月17日 発行

ご契約番号	H-15401-1001778800
ご契約日	2020年 5月29日
お取扱販売店	神戸トヨペット株式会社
ご利用商品名	トヨタクレジット(リース保証)
お支払金合計	4,752,000円
車両登録番号	
口座振替ご指定口座	
金融機関	
支店	
科目	

※個人情報保護の観点から、口座番号の一部を非表示としております。

回数	お支払期日	お支払金額 (円)	お支払後残高 (円)
031	20221217	79200	2296800
032	20230117	79200	2217600
033	20230217	79200	2138400
034	20230317	79200	2059200
035	20230417	79200	1980000
036	20230517	79200	1900800
037	20230617	79200	1821600
038	20230717	79200	1742400
039	20230817	79200	1663200
040	20230917	79200	1584000
041	20231017	79200	1504800
042	20231117	79200	1425600
043	20231217	79200	1346400
044	20240117	79200	1267200
045	20240217	79200	1188000
046	20240317	79200	1108800
047	20240417	79200	1029600
048	20240517	79200	950400
049	20240617	79200	871200
050	20240717	79200	792000
051	20240817	79200	712800
052	20240917	79200	633600
053	20241017	79200	554400
054	20241117	79200	475200
055	20241217	79200	396000
056	20250117	79200	316800
057	20250217	79200	237600
058	20250317	79200	158400
059	20250417	79200	79200
060	20250517	79200	0

上記お支払回数をこえるご契約の場合は、  
表面②より開いて中をご覧ください。

① 内は内側にあります。

② ①よりゆっくりと開いて中をご覧ください。  
このはがきが湿っている場合は、十分に乾かしてから開けてください。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年 4 月分)

(会派名 自由民主党)

(議員名 山口晋平)

整理 番号	使 途 項 目
17	<p>調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費</p> <p>本領収書は、県議会議員 山口晋平宛のものである。</p> <p>事務所 貸借料</p> <p><math>66,770 \text{円} \times 50\% = 33,385 \text{円}</math></p> <p>2023 3--4-20 振込 *66,770円</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>共通案分率 50%</p> <p>25%</p> <p>それ以外の案分</p> <p>案分の説明</p> <p>33,385円</p> <p>左記</p> <p>案分率</p> </div> <p>貸借料 66,000円</p> <p>引落手数料 770円</p> <hr/> <p>計 66,770円</p>

## 定期建物賃貸借契約書

### 第1条 契約の締結

貸主：株式会社にしりプロ、借主：山口晋平は、末尾1記載の物件（以下「本物件」という）について、以下の条項により借地借家法第38条に規定する定期建物賃貸借契約を締結した。

### 第2条 契約期間

契約期間は、平成29年4月1日から平成39年3月31日までの10年間とし、この期間満了により終了し、更新がない。

- 貸主は、期間満了の1年前から6か月前までの間（以下「通知期間」という）に借主に対し期間満了により賃貸借が終了する旨を書面により通知する。
- 貸主は、前項に規定する通知をしなれば、賃貸借の終了を借主に主張することができず、借主は、第1項に規定する期間満了後においても、本物件を引続き賃借することができる。但し、貸主が、前項の通知期間の経過後借主に対し期間満了により賃貸借が終了する旨の通知をした場合においては、その通知の日から6か月を経過した日に賃貸借は終了する。

### 第3条 使用目的

借主は、本物件を事務所として使用する。

### 第4条 賃料

本物件の賃料は月額60,000円（消費税及び地方消費税を含まない）とする。

- 貸主及び借主は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
  - 土地又は建物に対する公租公課の増減により、賃料が不相当となった場合
  - 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
  - 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合

### 第5条 賃料等の支払方法

借主は、当月分の賃料及び当該賃料にかかる消費税及び地方消費税を合わせた額を、その前月末日までに末尾2記載の貸主名義の口座への振込みによって、支払わなければならない。また、振込手数料は借主の負担とする。

- 1か月に満たない期間の賃料等は、1か月を30日として日割り計算した額とする。

### 第6条 (なし)

### 第7条 (なし)

### 第8条 負担の帰属

貸主は、本物件に係る公租公課を負担しなければならない。

- 借主は、契約期間中、次の各号に掲げる費用を負担しなければならない。
  - 電気・ガス・水道・電話等の料金
  - 電話架設・冷暖房関係その他本物件内の設備の設置及び撤去費用
  - 町内会費・町内負担金・その他事業所として負担すべき費用
  - 家財保険料（借家人賠償責任付。貸主の認めるもの）

### 第9条 借主の善管注意義務及び損害責任

借主は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用しなければならない。

- 借主及び借主の関係者の故意又は過失により本物件若しくはその他貸主の所有物件を滅失・毀損させて、貸主に損害を与えた場合、借主は貸主の指示に従い修復するとともに、その発生した損害を賠償しなければならない。
- 火災・犯罪及び消火活動・緊急避難等によって、借主の所有物に損害が生じた場合、貸主はその一切の責任を負わない。

### 第10条 禁止事項

借主は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 衛生上有害となる行為をすること
  - 法令に違反し、又は公序良俗に反する行為、及び風紀を乱す行為をすること
  - 指定された場所以外に物品等を設置すること
  - その他近隣に迷惑をかける行為をすること
- 借主は、貸主の書面による事前の承諾なしに、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
  - 本契約による権利を譲渡、転貸すること
  - 本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替え又は、本物件の敷地内における工作物の設置をすること
  - 本物件を第3条の使用目的以外の用途に供すること
  - 階段・廊下等共用部分に看板・ポスター等の広告物を掲示すること

#### 第11条 遵守事項

借主は、貸主が本物件管理上必要な事項を借主に通知した場合その事項を遵守し、他の入居者並びに近隣の迷惑になるような行為をしてはならない。

#### 第12条 鍵の管理

契約締結の後に貸主は、借主に本物件の鍵を貸与する。万一紛失又は破損したときは、借主は、直ちに貸主に連絡の上、貸主が新たに交換した鍵の交付を受けなければならない。但し、新たな鍵の交換費用は借主の負担とする。

2. 借主は、鍵の追加、交換、複製を貸主の承諾なく行ってはならない。
3. 借主は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵（複製した鍵があれば複製全部）を貸主に返還しなければならない。

#### 第13条 契約期間中の修繕

本物件の専用部分の修繕に要する費用はすべて借主の負担とする。

2. 本物件の建物本体及び共用部分の修繕に要する費用は貸主の負担とする。この場合において、借主の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、借主が負担しなければならない。
3. 本物件内に破損箇所が生じ、借主がその事実を知った場合には、貸主にすみやかに届出で確認を得るものとし、その届出が遅れて貸主に損害が生じたときは、借主はこれを賠償しなければならない。

#### 第14条 免責

地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他不可抗力と認められる事故によって生じた貸主又は借主の損害について、貸主又は借主は互いにその責を負わない。

#### 第15条 立入り

貸主又は管理者は、本物件の防火・構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ借主の承諾を得て、本物件内に立入ることができる。

2. 借主は、正当事由がある場合を除き、前項の規定に基づく貸主又は管理者の立入りを拒否することはできない。
3. 貸主又は管理者は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ借主の承諾を得ることなく本物件内に立入ることができる。この場合において、貸主又は管理者は、借主の不在時に立入ったときは、その旨を借主に通知しなければならない。

#### 第16条 借主の通知義務

借主は、次の各号の一に該当するときは直ちにその旨を書面により貸主に通知しなければならない。

- 一 1か月以上、本物件における営業を休業するとき
- 二 緊急時の連絡先の変更
- 三 連帯保証人の住所・氏名・連絡先・その他の変更
- 四 第23条第2項に定める事情が生じたとき
- 五 本物件について、修繕が必要となったとき

#### 第17条 契約の解除

貸主は、借主が次のいずれかに該当した場合において、貸主が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。

- 一 2か月分以上賃料等の支払いを怠ったとき
- 二 故意又は過失により必要となった修繕に要する費用等の負担を怠ったとき
2. 貸主は、借主が次のいずれかに該当した場合において、本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
  - 一 監督官庁より営業の取消等の処分を受けたとき
  - 二 差押、競売、滞納処分を受け、又は銀行取引停止処分、破産その他信用不安が生じたとき
  - 三 第10条のいずれかの規定に違反したとき
  - 四 借主又は連帯保証人に関する事実及び入居申込書の記載事項に重大な虚偽があったことが判明したとき
  - 五 本物件内に暴力団関係者・覚醒剤関係者を出入りさせたとき
  - 六 借主又は借主の関係者が、暴力団・暴走族若しくは、これらの類似する団体に所属していることが発覚したとき
  - 七 貸主に通知なく本物件における営業を1か月以上休業（無人）にしたとき
  - 八 その他本契約の各条項に違反したとき

#### 第18条 中途解約の禁止

借主は、本契約締結後第2条の期間終了まで、本契約を解約することはできない。

#### 第19条 天災地変等による契約の終了

天災地変・事故・火災・朽廃により、本物件の全部若しくは大部分を使用することが不可能な状態となったとき、又は改築・大修理の必要が生じたとき、本契約は終了する。

#### 第20条 明渡し

借主は、本契約が終了する日までに（第17条の規定に基づき本契約が解除された場合には、直ちに）、本物件を明渡ししなければならない。

ない。

2. 借主は、所轄官庁へ必要な廃業届出をしなければならない。
3. 借主は、明渡しの際、本物件内の物品一切を搬出し、借主の設置したあるいは借主の要望に基づき貸主が設置した内装造作諸設備を撤去し、本物件を引渡し当初の原状に復しなければならない。
4. 借主が本物件の明渡しを完了しない場合には、その期間に応じ本物件の直近賃料等の2倍に相当する額の使用損害金を貸主に支払わなければならない。

#### 第21条 明渡し時の修繕

本物件の明渡し時において、借主の故意又は過失により必要となった修繕に関する費用は、借主が負担しなければならない。

2. 借主が自己の負担において前項の修繕をしないときは、貸主は借主の負担において修繕し、要した費用の請求をすることができる。

#### 第22条 遅延損害金

借主は、本契約により生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければならない。

#### 第23条 (なし)

#### 第24条 再契約

貸主は、本契約の終了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約（以下「再契約」という）の意向があるときは、

第2条第2項に規定する通知の書面に、その旨を付記することとする。

2. 再契約をした場合、第20条の規定は適用しない。但し、本契約における原状回復の債務の履行については、再契約に係る賃貸借が終了する日までに行うこととし、保証金の返還については、明渡しがあったものとして、第6条第3項及び第4項に規定するところによる。

#### 第25条 協議

本契約に定めがない事項、又は本契約条項に解釈上疑義を生じた事項については、民法その他関係法令及び不動産取引の慣行に従い、貸主及び借主が、誠意をもって協議し、定める。

#### 第26条 管轄裁判所

本契約に関する訴訟は、本物件の所在地を管轄する裁判所で行う。

本契約を証するためこの証書を作り、各署名・押印し各自その一通を保有する

平成29年3月31日

貸主 住所 たつの市龍野町富永497  
氏名 株式会社にしはりプロ  
代表取締役 小林 悟

借主 住所 [Redacted]  
氏名 山口 晋平

末尾

1. 本物件の表示

登記簿上の建物 (全体)

所 在	たつの市神岡町東藪崎字丸町 550 番地
家屋番号	550 番
種 類	店舗・事務所
構 造	鉄骨造 合金メッキ鋼板ぶき 2階建
床面積	1階 76.80㎡ 2階 76.80㎡

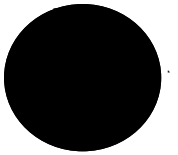
契約部分の表示

所 在	たつの市神岡町東藪崎字丸町 550 番地
家屋番号	550 番
種 類	事務所
構 造	鉄骨造 合金メッキ鋼板ぶき 2階建 の2階北側部屋部分
床面積	36.97㎡

2. 賃料振込先



株式会社にしはりプロ 代表取締役 小林 悟



# お知らせ

令和元年9月1日

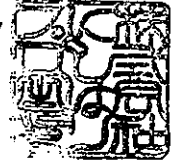
山口晋平 殿

兵庫県たつの市龍野町富永 497

株式会社にしはりプロ

代表取締役 小林 悟

Tel 0791-72-9990 Fax 0791-72-9989



拝啓

初秋の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。日頃は大変お世話になっております。

さて、この度の消費税率引き上げに伴い、お借りいただいております事務所の賃料振込額が、下記の通り変更となりますのでここにお知らせいたします。

来る10月分家賃から変更となりますので、次回振込からよろしく願いいたします。

敬具

## 記

### 変更前

月額賃料	60,000 円
上記消費税	4,800 円
<u>合計振込金額</u>	<u>64,800 円</u>

### 変更後

月額賃料	60,000 円
上記消費税	6,000 円
<u>合計振込金額</u>	<u>66,000 円</u>

以上



(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和3年 4 月分)  
(会派名 自由民主党)  
(議員名 山口晋平)


整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
18	本領収書は、県議会議員 山口晋平宛のものである。  事務所 コフ-ファイン複合機 3月割戻分 $1,460円 \times 50\% = 730円$  3--4-21 振替 *1,460 #P/MJ	共通案分率 50% 25%  それ以外の案分 案分の説明  730円 左記当  案分率

ご請求書 (お引落のお知らせ)

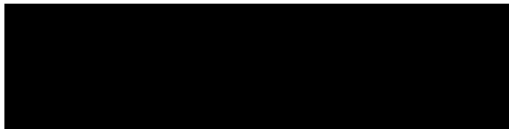
Canon

2021年03月16日

山口晋平 御中

キヤノンマーケティングジャパン 

いつも格別のお引立てを賜り誠に有難うございます。  
下記の通りご請求申し上げます。

お支払方法：ご指定口座より振替させていただきます。  
お引落日：2021年04月21日  
お引落口座：

お客様番号	: B34588-0003-01
請求書No.	: 63140052
締日	: 2021年03月分
ご請求額 (税込)	: ¥1,460-

契約書No. K170255655	設置先名 山口晋平	請求期間 2021/02/15~2021/03/15	伝票No. KE000101250398
製品名 IR-ADVC3530F	シリアルNo. WRZ00693		
	今回値	前回値	控除数
1 カラーコピー	1,585	1,548	0
2 カラープリント	1,792	1,763	0
3 ブラック	18,932	18,885	0
品名	カウンター保守料金		ご使用数
1 カラーコピー			37
2 カラープリント			29
3 ブラック			47
		数量・月数	単価
		1 ~	18.00
		1 ~	18.00
		1 ~	2.80
			金額
			666
			522
			140
		(ミニマム 50枚/月含む)	
		<各種サービス料金合計>	料金合計 (税抜)
			1,328
			(10%対象)
			1,328
			消費税等
			132
			ご請求額合計
			1,460


#...非課税または免税 / \*...軽減税率対象品目 / X...全額ご入金済 / R...一部ご入金済

領収書等添付様式【共通】

(令和3年 4 月分)

(会派名 自由民主党)

(議員名 山口晋平)

整理 番号	使 途 項 目							
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費							
19	<p>本領収書は、県議会議員 山口晋平宛のものである。</p> <p>ガソリン代 (4月22日)</p> <p><math>6,338円 \times 50\% = 3,169円</math></p>	<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>案分率</td> <td>3.169円 を総当</td> </tr> </table>	共通案分率	50%	それ以外の案分	25%	案分率	3.169円 を総当
		共通案分率	50%					
それ以外の案分	25%							
案分率	3.169円 を総当							
<p>タイヤ・バッテリー・車検の事 なら、当SSへ☆</p> <p> お客様控え apollo station (クレジット領収書)</p> <p>283534 C.V 龍野東SS (株) うかいや 兵庫県たつの市龍野町日嗣字神ノ木212- TEL 0791-63-3158</p> <p>売上 2021年 4月22日 16:01 YAHAGUCHI SHIMPEI 様 クレジット</p> <p>出光ゼアス P-3(内) 45.60 L 8139.0 6338円 01200.00</p> <p>合計 6,338円 (内、消費税等(10.00%) 576円)</p> <p>支払区分：一括 承認No. 0000134878 端末識別番号：0817501283534 端末処理通番：04510 ATC：0027 IC/MS識別子：IC AID:A0000000651010 JCB Credit カードシーケンス番号：00</p> <p>伝No：10191 担当</p>								

領収書等添付様式【共通】

(令和3年 4月分)

(会派名 自由民主党)

(議員名 山口晋平)

整理 番号	用途項目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
20	<p>本領収書は、県議会議員 山口晋平宛のものである。</p> <p>コピー代 (4月28日)</p> <p><math>6,394円 \times 50\% = 3,197円</math></p> <p>タイヤ・バッテリー・車検の事 なら、当SSへ☆</p> <p><b>apollo station</b> お客様控え (クレジット領収書) 283534 C.V 龍野東SS (株) うかいや 兵庫県たつの市龍野町日飼字神ノ木212- TEL 0791-63-3158</p> <p>売上 2021年 4月28日 10:52 YAMAGUCHI SHIMPEI 様 クレジット</p> <p>出光ゼアス P-7(内) 46.00 L 8139.0 6394円 01200.00</p> <p>合計 6,394円 (内、消費税等(10.00%) 581円)</p> <p>支払区分：一括 承認No. 0000184302 端末識別番号：0617501283534 端末処理通番：02562 ATC：0028 IC/MS識別子：IC AID:A0000000651010 JCB Credit カードシーケンス番号：00</p> <p>伝No: 10081 担当</p>	<p>共通案分率 50% 25%</p> <p>それ以外の案分 案分の説明</p> <p>3,197円 E社</p> <p>案分率</p>